

## 共働の推進の現状・課題

## 現 状

## 共働事業提案制度について

## (制度概要)

- NPOからの事業提案に基づき採択された事業について、翌年度、事業実施団体と市担当課で実行委員会を組織し、企画段階からNPOと市が事業に関与。
- 経費負担割合、事務役割分担等を定めた共働協定書を締結。

## (制度の目的)

- きめ細かな市民サービスの提供
- 効果的・効率的な地域課題の解決
- 都市活力の向上

## (応募資格)

- NPO法人又は10人以上の任意団体。

## (事業実施時期)

- 事業は事業提案の翌年度実施。

## (経費等)

- NPOの負担は総事業費の5分の1以上、市の負担は総事業費の5分の4以内。また、備品等財産の取得は認めていない。
- 採択された事業は、NPOと市の共働で実施するが、市職員の人件費等は認めていない。

## (事業収入)

- 共働事業実施により収入が生じた場合は、NPOと市の経費負担割合に応じて年度末に精算する。

## (成果物の帰属)

- 事業の実施によって得られた成果物については、両者に帰属するものとしている。

## (審査・評価)

- 外部有識者や市職員らで構成する第三者委員会において審査・評価。

## (事業の継続)

- 原則として単年度実施。

## 論 点 ・ 課 題

## (制度概要)

- 新規事業の提案とともに、既存事業を共働化する提案も求める必要があるのではないか？
- 提案事業の内容に相応しい共働手法を選択できるようにする必要はないか？(実行委員会形式のほか、広報支援、場所の提供、提案公募型委託等の提案も認める必要はないか)
- 実行委員会形式で事業を実施するかたちでよいか？
- 共働協定書の内容は適切か？

## (制度の目的)

- 制度の目的は十分達成されているか？
- 新しい制度の目的をどこに設定するか？

## (応募資格)

- 応募資格はNPO法人又は任意団体でよいか？公益認定法人などの扱いをどうするか？

## (事業実施時期)

- 実施は提案の翌年度だが妥当か？時期を逸していないか？

## (経費等)

- 提案団体に費用負担を求めることは適切か？団体の費用負担の水準は適切か？
- 備品購入、システム構築等の経費計上と財産取得を認める必要はないか？
- 採択事業の実施に際し、人件費や人員を措置するなど、行政側の共働体制も整備する必要はないか？

## (事業収入)

- 共働事業から生じた収入は費用負担割合に応じた精算でよいか？NPOの営業努力を引き出す仕組みになっているか？

## (成果物の帰属)

- 共働事業によって得られた成果物について、両者の共有としておいてよいか？

## (審査・評価)

- 事業の選考期間は適切か？
- 審査・評価に市民参加の視点を取り入れる必要はないか？

## (事業の継続)

- 事業継続を可能とした制度とする必要ないか？
- 複数年型事業の提案を可能とした制度とする必要ないか？

## (その他)

- 共働事業を通じてNPOのエンパワメントは実現しているか？NPOが継続性を持って活動できるよう、更なるエンパワメント施策が必要ではないか？
- 共働事業提案制度は市民やNPOに浸透しているか？また制度は市民性の醸成に寄与しているか？

## 解決の方向性(議論のたたき台)

## (制度概要)

## (制度の目的)

## (応募資格)

## (事業実施時期)

## (経費等)

## (事業収入)

## (成果物の帰属)

## (審査・評価)

## (事業の継続)

## (その他)

## 現 状

### その他の多様な共働について

#### (後援名義)

- 後援名義の基準の有無や手続き等が部局毎に異なる

#### (委託)

- 福岡市契約登録業者として登録されたNPOは2件

#### (補助)

- 事業に対する補助はあるが、資金の用途についての制約が多く、人件費、管理費、備品の購入、ハード整備への補助がない。

#### (物的支援)

#### (広報支援)

- 紙面に限りがあるが、市の主催事業、後援事業については、市政だよりで掲載が可能。
- 市関連施設毎に、チラシ設置基準を設け、チラシ配布を可能としている。

#### (その他)

## 論 点 ・ 課 題

#### (後援名義)

- 審査基準や手続きを整備する必要はないか？

#### (委託)

- NPO法人の業者登録件数は適切か？
- NPO法人のエンパワメントの観点から、NPO法人に対する業務委託の件数・総額は妥当な水準か(同規模の他都市と比較してどうか)？
- 委託に係る経費積算は適切になされているか？(NPO法人のエンパワメントに寄与しているか)

#### (補助)

- 事業内容や団体のニーズに応じて、補助対象を拡大する必要はないか？
- 補助事業の選定過程に市民参加の要素は加味されているか？
- 金銭補助は、社会課題の効果的解決やNPO法人のエンパワメントに寄与しているか？
- 補助金の成果を市民に示しているか？

#### (物的支援)

#### (広報支援)

- 市関連施設のチラシ設置可能施設や設置基準を一覧でまとめ、NPO法人の便宜を図る必要はないか？

#### (その他)

## 解決の方向性(議論のたたき台)

#### (後援名義)

#### (委託)

#### (補助)

#### (物的支援)

#### (広報支援)

#### (その他)

## 現 状

### 行政内部における共働体制の整備について

#### (制度の整備・構築)

●共働を具体的に規定した条例、指針、ガイドライン、マニュアル等の整備がなされていない。

#### (職員の意識啓発・育成)

●職員に共働についての理解が浸透していない。

#### 市職員の共働の経験 (H19福岡市職員)

経験がある	13.9%
経験はない	86.1%

#### (庁内組織の体制)

●各部局に共働推進のための担当者がいない。また、庁内横断的な推進組織が設置されていない。

●共働事業を実施する際、相当の業務量が増える一方、増えた業務量に対応する人員が配置されていない。

※H19年度福岡市職員調査によると、「NPOとの共働がなかった理由」として、「本来業務が多忙のため」との意見があった。また、「福岡市がNPOと行政との共働が進んでいないと思う理由」として、「職場での対応ができていない」「一部の者だけであり、職員への積極参加に対する組織の支援体制が十分ではない」との意見があった。

## 論 点 ・ 課 題

#### (制度の整備・構築)

●共働の定義、意義、手続等が不明瞭であるため、整備が必要ではないか？

#### (職員の意識啓発・育成)

●共働についての理解を深める仕組みづくりが必要ではないか？身近に共働事例がないため、共働事例集は必要ないか？

#### (庁内組織の体制)

●各部局に共働担当窓口の設置が必要ではないか？

●庁内横断的な推進組織が必要ではないか？

●新規の共働事業が採択された際、増えた業務量に対応する人的措置は必要ないか？

## 解決の方向性(議論のたたき台)

#### (制度の整備・構築)

#### (職員の意識啓発・育成)

#### (庁内組織の体制)

## NPO活動の促進の現状・課題

### 現 状

#### NPOの人材について

##### (職員・スタッフ)

●NPOの7割近くが、10人未満のスタッフで運営されており、また6割のNPOでは常勤スタッフがいない状況にある(内閣府調査)。

●NPOの正規職員で7割強、非正規職員で8割強が女性。無償ボランティアだと男女同比例(労働政策研究・研修機構調査)

●スタッフの年齢別構成では、40歳未満が2割を下回り、40歳～59歳が5割を超える。また有償ボランティアは60歳以上が一番多く、55%程度(同調査)。

●NPO活動をしている者のうち、有給職員の占める割合は25%程度。また平均給与は、正規職員で200万円程度であり、非正規職員で80万円程度(同調査)。

●若年有給従事者の平均給与は、専従職の場合、年収100～200万円(33.7%)又は200～300万円未満(32.7%)が多い(第一生命経済研究所調査)

##### (専門人材)

●広報、財務、法務、労務等の能力を有するスタッフが少ない。

##### (市民参加の数)

●福岡市では8割近くが市民公益活動を必要だと思っているが、過去5年間市民公益活動に参加したことがある者の割合は3割にとどまる(福岡市調査)。

スタッフ合計数 (H20内閣府)	
0人	17.3%
1人以上5人未満	32.5%
5人以上10人未満	17.4%
10人以上20人未満	15.4%
20人以上50人未満	8.4%
50人以上	1.4%
無回答	7.5%

常勤スタッフ数 (H20内閣府)	
0人	60.4%
1人以上5人未満	23.9%
5人以上10人未満	4.4%
10人以上20人未満	2.7%
20人以上50人未満	1.0%
50人以上	0%
無回答	7.5%

市民公益活動は必要だと思うか (H18福岡市)	
必要である	46.6%
どちらかといえば必要である	32.2%
どちらかといえば必要ない	2.7%
必要ない	1.8%
わからない	14.1%
無回答	2.7%

過去5年間、市民公益活動に参加したことがあるか(H18福岡市)	
参加したことがある・現在参加している	29.7%
全く参加したことがない	67.3%
無回答	3.0%

### 論 点 ・ 課 題

##### (職員・スタッフ)

●NPO活動を担うスタッフ数は不足しているか？NPO活動の担い手確保のための施策は必要か？

●NPOは雇用の受け皿となっているか？NPOの雇用能力を上げるための施策は必要か？

##### (専門人材)

●広報、財務、法務、労務等の知見あるスタッフは不足しているか？専門人材の確保・育成のための施策は必要か？

##### (市民参加の数)

●NPOは市民の公益活動(ボランティア活動)の受け皿となっているか？(市民性の醸成に寄与しているか)

●市民の社会参加意識と公益活動を結び付ける仕組みが必要ではないか？

### 解決の方向性(議論のたたき台)

##### (職員・スタッフ)

##### (専門人材)

##### (市民参加の数)

## 現 状

### NPOのモノ・場所について

#### (モノ)

●4割以上のNPOが「活動に必要な備品や器材の提供」を求めている(内閣府調査)。

#### (活動拠点)

●福岡市内のNPOのうち、6割弱の団体が自宅や勤務先を事務所としている(自宅や勤務先以外に事務所を有する団体は3割超)(福岡市調査)。

#### (活動場所)

●5割以上のNPOが「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」を必要としている(内閣府調査)。

## 論 点 ・ 課 題

#### (モノ)

●「提供したい」という市民や企業と、「譲ってほしい」という団体とを結びつける仕組みは必要か？

#### (活動拠点)

●活動拠点となる場所の提供を行う必要はあるか？

#### (活動場所)

●福岡市NPO・ボランティア交流センターに加えて、活動場所の確保と提供を行う必要はあるか？

●福岡市NPO・ボランティア交流センターに加えて、NPOが活動情報を提供できる場所を確保・提供する必要はあるか？

## 解決の方向性(議論のたたき台)

#### (モノ)

#### (活動拠点)

#### (活動場所)



現 状

論 点 ・ 課 題

解決の方向性(議論のたたき台)

NPOの資金について

(資金不足)

- 福岡市のNPOは、年間予算規模100万円未満の団体が5割超であり、事業規模の小さい団体が多い(福岡市調査)。
- NPOが行政に求める支援策としては、「活動に対する資金補助」が7割強と最も多い(内閣府調査)。

(寄付・会費収入)

- 年間収入に占める寄付収入、会費収入は、それぞれ約6%と少ない(内閣府調査)。
- NPO法人の約4割は、市民や企業から寄附や寄贈を増やすための取り組みを行っていない(内閣府調査)。

(補助金収入)

- 年間収入に占める補助金収入は3割弱(内閣府調査)。

(事業収入)

- 年間収入に占める事業収入は6割弱(内閣府調査)。

(福岡市NPO活動支援基金)

- 寄付受入額は、6年間で960万円程度(うち民都抛出金500万円)であり、これを原資とした補助実施額は、740万円程度(平成21年度末現在)

年間予算規模(H20年度あすみん)	
10万円未満	24%
10万円～100万円未満	34%
100万円～500万円未満	20%
500万円～1000万円未満	9%
1000万円以上	14%

収入の総額(H20内閣府)		収入の内訳(H20内閣府)	
10万円未満	22.1%	事業収入	55.2%
10～30万円未満	13.3%	補助金	28.2%
30～50万円未満	6.8%	寄付金	5.9%
50～100万円未満	7.0%	会費	5.7%
100～200万円未満	5.2%	利子収入	0.2%
200～500万円未満	5.4%	家賃収入	0.1%
500～1000万円未満	3.8%	賃貸料	0.1%
1000～2000万円未満	3.6%	配当収入	0.0%
2000～5000万円未満	3.0%	地代収入	0.0%
5000万～1億円未満	1.0%	その他	4.6%
1～2億円未満	0.3%		
2億円以上	0.0%		
無回答	28.3%		

(資金不足)

- NPOの事業規模は適正規模か(活動内容に照らして必要十分な事業資金を獲得できているか)?

(寄付・会費収入)

- 寄付・会費収入の額、収入割合は適正規模か?
- NPOが寄付や会員を増やし易い環境をつくるためには、どのような施策が必要か?

(補助金収入)

- 補助金収入額、補助金収入割合は適正規模か?

(事業収入)

- 事業収入額、事業収入割合は適正規模か?

(福岡市NPO活動支援基金)

- 基金制度は市民から十分認知されているか?
- 個人からの寄付は十分か?
- 企業や法人からの寄付は十分か?
- 寄付者のリピーターは獲得できているか(寄付者IRは徹底されているか)?
- 審査の過程に市民参加の要素は加味されているか?
- 補助によってNPO法人のエンパワメントにつながっているか(資格要件、補助率、補助上限回数などは適切か)?
- 単年度補助や事業費補助で、NPOの継続的活動に対して十分な支援ができているか?
- 支援希望付き寄付を獲得するNPOの努力を評価し推奨する仕組みになっているか?
- 基金制度は市民性の醸成に寄与しているか(市民の社会参加意識と公益活動を結び付ける役割を十分果たせているか)?

(資金不足)

(寄付・会費収入)

(補助金収入)

(事業収入)

(福岡市NPO活動支援基金)

NPOの情報・ネットワーク・信頼について

(情報公開)

- 約4分の3のNPO法人が情報公開を重要と考えており、ほとんどの法人が法律で義務付けられた書類を公開。約4割の法人は法律上義務付けのない書類についても公開(内閣府調査)。
- 世論調査では、6割の国民が現在入手できるNPOに関する情報量は不十分と回答。十分と答えたのは1割未満(内閣府調査)。
- 世論調査では、NPOの活動が活発になるために行政が行うべき施策は何かの問に対し、「NPOに関する情報提供の充実」が約5割と最も多い(内閣府調査)

(情報・ネットワーク)

- 団体相互、地域、行政、企業、大学等とのネットワークの不足。

(信頼)

- 世論調査では、NPO法人に信頼できる印象があるかの問に対し、「信頼できる」とした者の割合は約3割(内閣府調査)

重要だと思うNPOの情報 (H17内閣府世論)	
活動の目的	57.3%
これまでの活動成果	34.8%
今後の活動予定	25.9%
活動の規模	19.9%
社会一般の評価	19.5%
収支や資産残高などの財務状況	10.7%
役員、従業員への報酬、給与	6.9%
役員、会員、スタッフの名簿	5.5%
NPOに寄附した者の名簿	2.1%
その他	0.5%
特にない	13.2%
わからない	10.7%

NPO法人の情報開示の方法 (H17内閣府)		
何らかの方法で公開	93.7%	
事務所内の閲覧	66.8%	
事務所内の閲覧以外の方法で公開	47.1%	
内訳	ホームページ	23.1%
	広報誌	18.5%
	中間支援組織の広報媒体	13.3%
	新聞	0.8%
	その他	4.2%
無回答		

悪用事例への対策 (H17内閣府世論)	
悪用事例が発生しないように行政が審査・監督を厳しくすべき	61.5%
悪用事例が発生した時点で、行政が速やかに対処すべき	40.4%
NPO法人の情報公開を徹底し、市民がNPO法人を十分チェックできるようにすべき	35.2%
NPO法人の役員に対する責任を重くすることで悪用を抑制すべき	21.6%
その他	0.4%
簡易な手続きである以上やむを得ない	2.7%
わからない	11.2%

公開している情報 (H17内閣府)		
法で義務付けされた書類	95.4%	
法の義務づけのない書類	41.3%	
内訳	社員全員の名簿	23.6%
	寄附の受け入れ状況	19.0%
	寄附を充当した事業の内容	13.3%
	役員の報酬、従業員の給与に関する規定又は支給状況	12.7%
	主な取引先と取引状況	6.6%
	その他	4.1%
無回答	1.6%	

(情報公開)

- NPOの情報公開や情報発信は十分行われているか？NPO法人の情報公開や情報発信を支援する施策は必要か？

(情報・ネットワーク)

- NPOがより良く活動するために、行政が提供できる情報はありますか？
- 多様な団体が集積するメリットを活かしているか？
- 団体相互間、地域、行政、企業、大学との連携づくり、ネットワークづくりの仕組みは必要ないか。

(信頼)

- NPOは市民に認知され応援された存在となっているか？
- 市民がNPOを評価する際の指標はあるか？何らかのものさしが必要ではないか？
- 悪用事例への対応等において、行政は如何なる対処をするべきか？

(情報公開)

(情報・ネットワーク)

(信頼)

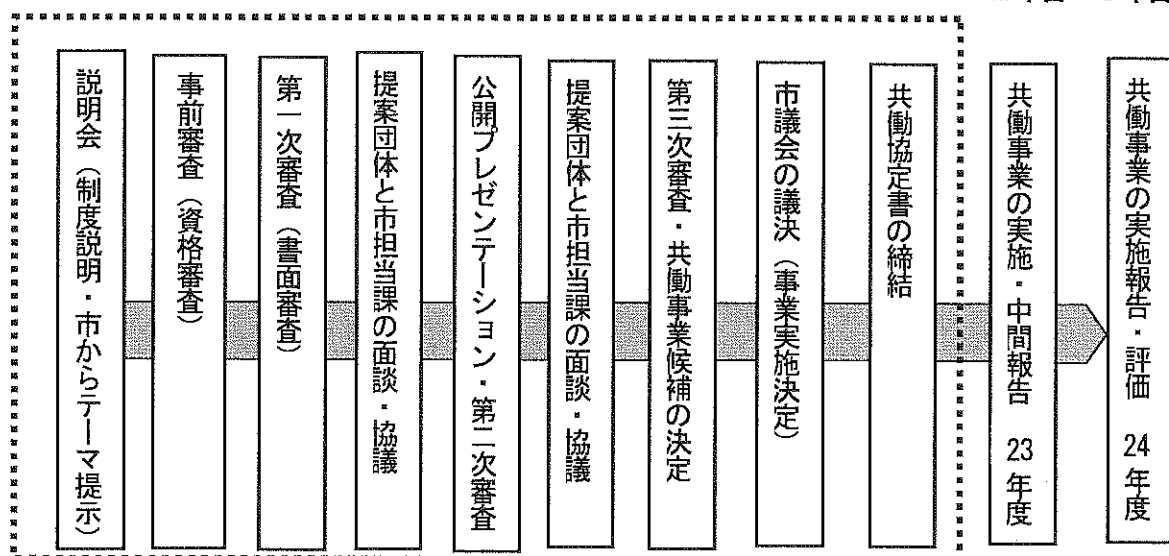
## 制度の概要 (制度開始：20年度)

共働事業提案制度は、NPOの発想を活かした事業提案を公募し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮し、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を図ることを目的として、20年度から導入いたしました。

この制度は、市から示すテーマに対して、市内のNPOから市との共働事業の提案を募集し、審査委員会において審査・選考を行った後、翌年度にNPOと市が共働で事業を実施、その翌年度に実施報告に基づき、評価を行います。

20年度から22年度まで事業の提案募集を行い、23年度に本制度の検証を行います。

### <制度のフロー図> —22年度提案の場合—



提案された事業企画は、「福岡市共働事業提案制度審査委員会」(学識経験者、地域関係者、報道関係者、企業関係者、行政職員等で構成)で公平・厳正に審査されます。

### <応募資格>

福岡市内に事務所を置き、かつ福岡市内で1年以上の活動実績を有する、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている団体(NPO)。

### <22年度募集事業>

- ①市が共働を希望する課題(11課題)に対する提案
- ②テーマやジャンルを問わない自由な提案

### <審査項目>

審査項目に基づき、「共働の必要性」を6割、「事業の実現性」を4割の比重で審査・選考する。

### <経費の負担>

福岡市が負担する事業経費は、総事業費の5分の4以内で、1事業あたり400万円を限度とする。経費負担の必要ないものや少額のものも対象となる。

(予算は、市民公益活動推進課が採択事業分を取りまとめて予算要求を行う。)

### <事業期間>

募集の翌年度に単年度実施(平成23年4月1日～平成24年3月31日)



## 参考：平成21年度実施事業

平成20度は36事業の提案をいただき、審査の結果、7事業を採択。  
21年度に下記の7事業がNPOと行政の共働事業として取り組んだ。

	事業名	団体名	市担当課	事業概要
21年度実施事業(7事業)	チルドレンズミュージアム事業	西新チルドレンズミュージアム実行委員会	こども未来局こども育成課	子どもの健全育成のために、地域住民や大学、行政などが連携し、遊びや体験の場・機会をつくる。
	子どもとメディアのよい関係づくり事業	(特活)子どもとメディア	教育委員会生涯学習課	ネットやゲーム漬けにならない子どもの健全育成をめざし、保護者や教師、地域の意識啓発を行う。
	ひきこもり青年社会参加支援事業	NPO 法人JACFA 福岡「楠の会」	保健福祉局精神保健福祉センター	様々な支援者が連携し、ひきこもり者本人や家族のみの閉鎖的な環境に働きかけ、本人の社会参加へのきっかけとなる支援を行う。
	企業向けワーク・ライフ・バランス実践セミナー	(特活)福岡ジェンダー研究所	市民局男女共同参画課	企業に出向いて提案型のセミナーを実施し、企業のワーク・ライフ・バランスを推進する。
	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり	(特活)まちづくり支援機構 (特活)環境文化プロジェクト機構	住宅都市局公園計画課	23年度オープン予定の公園を中心とした地域の活性化に向け、住民とともにPRイベント活動を行う。
	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	(特活)グリーンシティ福岡	東区企画振興課 総務企画局企画課	地域や市民ボランティアと一緒に観光ルートの民間樹林地整備を行い、歴史や自然に恵まれた志賀島の魅力向上と活性化を図る。
	海外エイジング視察コーディネート事業	(特活)アジア・エイジング・ビジネスセンター	保健福祉局計画課	市内福祉施設の海外視察者のコーディネートを行い、エイジングを学べる国際都市として集客交流の拡大を図る。

## 参考：平成22年度実施事業

平成21年度は13事業の提案をいただき、審査の結果、6事業を採択。

22年度に下記の11事業（新規6事業、継続5事業）がNPOと行政の共働事業として取り組まれている。

	事業名	団体名	市担当課	事業概要
新規事業（21年度採択事業 6事業）	学校生活の適応に困難を抱える児童生徒へのメンタルサポート事業	(特活)九州大学 こころとそだちの相談室	教育委員会教育相談課	集団適応上の困難を抱えた子ども達への居場所の提供や、学校現場へメンタルサポーターの派遣を行う。
	活気ある公園づくりプロジェクト	(特活)九州コミュニティ研究所 (特活)デザイン都市・プロジェクト	南区維持管理課	活気ある公園づくりのために、利用状況の現地調査、公園利用のルールづくり、公園利用実験等を行う。
	小さな循環いい暮らし 小中一貫教育ベッタシラバスづくり	ベッタ会	港湾局事業調整課	アイランドシティで、照葉小中学校や地域と連携し、循環型社会のための仕組み作りや、学習、農体験などを行う。
	知恵と文化の体験 絵巻事業	(特活)環境みらい塾	教育委員会文化財整備課	歴史・文化・先人の知恵などを体験するワークショップ等を行い、子ども達の「ふるさと福岡づくり」を推進する。
	福岡テンジン大学	(特活)グリーンバード福岡チーム	中央区企画課	「シブヤ大学」をモデルとした「福岡テンジン大学」を設立し、参加型講義や授業等を行い、新しい地域コミュニティの形成を目指す。
	福岡景観・歴史発掘ガイドツアー	(特活)FUKUOKAデザインリーグ	住宅都市局都市景観室 教育委員会文化財整備課	福岡のすぐれた歴史的景観を専門家が市民に解説し案内するガイドツアーを行い、福岡の魅力を市民と共に発掘し、保存・再生・活用する。
21年度からの継続事業（5事業）	子どもとメディアのよい関係づくり事業	(特活)子どもとメディア	教育委員会生涯学習課	ネットやゲーム漬けにならない子どもの健全育成をめざし、保護者や教師、地域の意識啓発を行う。
	企業向けワークライフ・バランス実践セミナー	(特活)福岡ジェンダー研究所	市民局男女共同参画課	企業に出向いて提案型のセミナーを実施し、企業のワークライフ・バランスを推進する。
	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり	(特活)まちづくり支援機構 (特活)環境文化プロジェクト機構	住宅都市局公園計画課	地域住民とともに自然・里山・農業の体験型公園づくりに取り組む。
	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	(特活)グリーンシティ福岡	東区企画振興課 総務企画局企画課	地域や市民ボランティアと一緒に観光ルートの民間樹林地整備を行い、歴史や自然に恵まれた志賀島の魅力向上と活性化を図る。
	海外エイジング視察コーディネート事業	(特活)アジア・エイジング・ビジネスセンター	保健福祉局計画課	市内福祉施設の海外視察者のコーディネートを行い、エイジングを学べる国際都市として集客交流の拡大を図る。

### ◆ 21年度に共働事業を実施し、22年度は新たな展開へ踏み出す事業

	21年度事業名	団体名	市担当課	22年度の事業展開
共働からの発展	チルドレンズミュージアム事業	西新チルドレンズミュージアム実行委員会	子ども未来局 子ども育成課	放課後の遊び場づくりモデル校のうち、希望する学校がNPOとともに事業を実施
	ひきこもり青年社会参加支援事業	(特活)JACFA 福岡「楠の会」	保健福祉局 精神保健福祉センター	ひきこもり者支援の総合窓口として、「成人期ひきこもり地域支援センター(仮称)」を市が開設予定

**参考：平成21年度実施事業 最終評**

**1. 審査委員の評価**

●事業の評価は「共働のプロセス」及び「事業の成果」について7人の審査委員の採点合計から総合評価を算出。その後、審査委員会での協議により最終的な評価を決定。

テーマ	こども・教育		健康福祉・ライフスタイル		環境共生のまちづくり		シティプロモーション
事業名	No1	No2	No3	No4	No5	No6	No7
	チルドレンズミュージアム事業	子どもとメディアのよい関係づくり事業	ひきこもり青年社会参加支援事業	企業向けワークライフバランス実践セミナー	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり事業	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	海外エイジング視察コーディネート事業
審査委員の全体評価	A	B	A	C	B	A	B

審査委員の講評 (総合)	<p>NPO・行政それぞれの目的がうまくかみ合い、共働の相乗効果は上がっていると思われる。</p> <p>放課後の学校の活用及び子どもたちへの遊びの提供が出来た意義は大きく、共働にふさわしい取組として高く評価できる。</p> <p>共働事業からの自立で、さらなる発展が期待される事業である。</p> <p>今後、他校、他地域でチルドレンズミュージアムの活用を広めるにあたっては、一度も体験したことがない学校でも実施できるように、誰もが指導できるようなシステムを構築する必要がある。</p> <p>希望校が手頃な費用負担で実施できるよう配慮するとともに、財政面や、スタッフの確保、企画内容の拡充などについても、今後の各校区・地域での展開方法を研究されたい。</p> <p>チルドレンズミュージアムをきっかけに、各地で子どもたちの居場所作りを進めてほしい。</p> <p>ネットワークの拡大と、学校も含めた共働体制確立に向けて、行政側の努力を期待したい。</p>	<p>NPOと行政が目的をしっかりと共有して活動しており、共働のプロセスが評価できる。</p> <p>子どもたちがメディアに依存するのではなく、メディアを主体的に活用するためのプログラムや啓発はとても重要な課題であり、子どものメディア接触と心身の発達に関する実態調査を行い、多くの有効なデータが収集・分析できたことは共働事業の成果として高く評価できる。</p> <p>メディアリテラシーの効果は目に見える形で現れにくい。その難しい課題を、家庭の有り様も含めて社会全体に訴え、改善していく必要がある。</p> <p>そのためにも、今後実態調査の分析結果を教育現場、家庭、地域において効果的に活かすことが重要である。</p> <p>実態調査の結果をどう活用し、対策をどう具体化していくのか、研究してほしい。</p> <p>また、メディアや事業者への働きかけも重要ではないかと思われる。</p> <p>調査内容も素晴らしいので、22年度のプログラム推進者養成講座での推進者育成や、市民への啓発事業に期待したい。</p>	<p>青年期のひきこもりへの支援という課題に対し、共働で取り組み、成果を上げたことは高く評価できる。関連部署とNPOがうまく歯車を合わせて活動を推進していったことがうかがえた。</p> <p>何より家族の負担を軽減した事が成果と思われる。</p> <p>従来把握が困難であったひきこもり当事者や家族の現状と、求められる今後の支援のあり方について、家族会・支援団体・行政の強い連携と協力のもと、実態調査を実現させたことは、素晴らしい取り組みとして評価できる。</p> <p>また、共働事業の成果を踏まえ、短期間のうちに行政が「成人期ひきこもり地域支援センター（仮称）」の開設に発展させた点も、他の共働事業の参考となる。ここまでの成果を上げるまでに、担当者の苦労も大きかったことは容易に想像できる。</p> <p>今後も家族会や支援団体、他のNPOと大いに連携しながら、この事業の展開として開設が予定されている「成人期ひきこもり地域支援センター（仮称）」において、さらなる支援体制が確立されることを期待する。</p>	<p>企業のワーク・ライフ・バランスの推進は社会的課題であり、その実態を抽出したことは評価できる。</p> <p>一方、その意義を浸透させることは容易ではなく、それだけに活動も難しいものと理解する。企業を対象とした実践セミナーの実績があらなかったことが、結果として残念であった。</p> <p>自己評価では、かなり消極的な評価が多かったが、もともと企業の関心度の低さが問題の根底にあるため、まずはそこからはじめるとい点が明確になったのではないかと思われる。</p> <p>企業ニーズの把握と掘り起こしが今ひとつであったとも思われるので、企業にとってどんな付加価値をプラスしていくのかを探してほしい。</p> <p>この事業には企業の理解と協力が欠かせない。今後は企業を巻き込むかたちでの共働体制の検討や、行政内部や県との連携も積極的に進めてほしい。</p> <p>行政が地道に企業、特に中小企業、さらには地域社会にアプローチしていただきたい。</p>	<p>NPOと行政の共働に加え、地域住民も巻き込んだ共働事業を目指しているところは興味深く、21年度に地域住民や各種団体を巻き込んで、稲作やブドウづくりなどを行う基盤づくりを手掛けた点は大きい。</p> <p>また、公園・まちづくりの核として、公園の管理・運営の組織づくりを目指し、共働推進体制を構築したことは、一つの成果として評価できる。</p> <p>一方、地域との関わりがまだ不十分と感じられる点もあり、今後地域を一段と巻き込む必要性を感じる。</p> <p>23年度にかなたけの里公園が暫定オープンする予定なので、22年度は行政が進める公園整備事業と公園の管理・運営方針との調整を行い、2年間の成果を形にして欲しい。</p> <p>住民の手による参加型公園づくりへと、いかにスムーズに移行していくかが課題であり、今後、地域（自治協議会）との共働にも力を注ぎ、より実行力のある組織体制づくりを期待したい。</p> <p>農業体験型公園ということで、地域住民・NPO・行政の三者に加え、来場者を将来の運営に関わらせていくかどうか、という視点もあるのではないかと思われる。</p> <p>地域振興は、地域住民の理解と、継続させる工夫（仕掛け）が重要である。NPOと地域との連携のモデル事業として期待している。</p>	<p>志賀島特有の歴史も含めた財産を活用した活動は評価できる。</p> <p>行政・NPOの連携と共に、地域住民や関係団体が各々の特性を活かして共働した好例であり、成果は大きいと思われる。</p> <p>また、事業計画に沿って、樹林地の調査・樹木の伐採や、展望台までのルート整備、史跡ガイドツアーを行い、実行力を発揮し成果に結びつけたことも高く評価できる。</p> <p>共働の効果として、NPOの経理技術の向上が挙げられている点から、NPOの成長（マネジメント能力の向上）が確認され好ましい。</p> <p>地域資源の活用とホスピタリティをいかにまちづくりを、地域やNPOとの共働で実現する方法は他の地域振興にも大いに参考となると思われる。また楠の会（ひきこもり青年の家族会）との共働にも期待したい。</p> <p>時間の経過により、今後も何年かおきに、このような取り組みが必要となるが、その際の担い手の確保が課題である。</p> <p>これらの事業は、樹林地や散策ルートの管理運営の比重が大きいため、地元で継続的に管理運営が行えるよう、今後の検討が求められる。</p>	<p>少子高齢化に向けた対応は、日本やアジアが直面する課題である。福岡市内にある高齢者施設等に、アジア諸国から視察研修に来られる際のコーディネートも、行政とNPOが共働で取り組むことはタイムリーな事業である。</p> <p>福祉に着目した活動は、福岡市をアジアにPRする効果もある。事業の目的に沿って、成果に結びついていることが評価され、福岡市のイメージアップにも寄与できる事業と思われる。</p> <p>一方、行政担当課として共働しようとする姿勢がやや消極的である。また、共働事業としての行政の役割がやはり媒介的であり、担当課がNPOの活動に頼りきりになっていることも懸念される。</p> <p>共働の体制を早急に再構築するべきである。</p> <p>視察コーディネート事業の次のステップとして、行政施設との連携、NPOの信用度のさらなる向上、ビジネスモデルの確立や、福祉分野以外での活動への拡大など、それぞれの立場で検討することが必要である。</p>
	22年度の事業展開	放課後の遊び場づくりモデル校のうち希望する校区とNPOが連携して実施	共働事業として継続	成人期ひきこもり地域支援センター(仮称)を設立予定	共働事業として継続	共働事業として継続	共働事業として継続

**評価の基準**

- A: 共働の取組、事業の成果が優れている
- B: 共働の取組、事業の成果がやや優れている
- C: 共働の取組、事業の成果ともにどちらでもない
- D: 共働の取組、事業の成果ともに努力が必要である
- E: 共働の取組、事業の成果ともに不十分で、一層の努力が必要である

**2. 報告会参加者の投票結果・事業への意見感想**

●報告会参加者が「共働の効果が出ている事業」、「よくやっていると思う事業」に投票した結果(得票数の多い順)と、各事業へのご意見や感想を記載。

事業名	チルドレンズミュージアム事業	子どもとメディアのよい関係づくり事業	ひきこもり青年社会参加支援事業	企業向けワークライフバランス実践セミナー	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり事業	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	海外エイジング視察コーディネート事業
投票順位	3	6	1	7	4	2	4
事業への意見・感想	<p>●保護者、子ども共に満足度の高い事業なので、全校そして継続的に実施できるようにPR活動やノウハウ作成、指導者の育成など今度も積極的に活動していただきたいと思えます。</p> <p>●良い意味で「楽だった」という言葉が印象的でした。市との連携がうまくいってなければ出てこない言葉だと思うので、いかに互いが得意分野で力を発揮し円滑に進んだのが伝わってきました。</p> <p>●学校が自主的に取組み始めているという報告を受けて共働の成果を実感することができた。</p> <p>●子どもたちが遊ぶようになっていくという現状を救おうということで、なかなか普段体験できないことができて、子供たちにとっても、とても貴重な経験になったと思えます。</p> <p>●さらに地域に根付いた活動が行われればよい。できる限り学校、親子、地域を中心に広がる活動が大切だと思う。</p> <p>●大学生や他NPOとの協力等、今後の発展に向けたビジョンがあり、すばらしいと思った。「チルドレンズミュージアム」という言葉を聞く機会が増えればよいと思う。</p>	<p>●共働することが、実態に即した調査結果を生んでいると感じた。</p> <p>●現代の子ども達にとってメディア（特に携帯電話）との関わり方については、難しいものがあると思えます。今年度の事業展開に期待します。</p> <p>●共働での調査等がうまくいったのは理解できた。評価につながる展開は今後の取組み次第だと思う。</p> <p>●共働事業の効果として「効率的」という単語がでていたのが、おもしろかったです。NPOとの共働は効率が悪くなりそうというイメージが払拭されました。</p> <p>●初年度の調査は大変大規模なもので、大変貴重な調査データが得られたことと思えます。次年度はこの調査をもとに、プログラム作りをされていくことで、今後の展開に期待しています。</p> <p>●メディアの害だけを伝えてもあまり効果がない。メディアの良いも含めて、良い関係良い活用を提案してほしい。</p> <p>●啓発講座は長期にわたる実施が必要なのかと思われす。</p> <p>●前年度の事業では重要なデータが入ってきたと思う。今年度の啓発を通じてメディアへの依存が緩和できればよいと思う。</p>	<p>●成果がわかりやすく次のステップがみえやすかった。単年度実施なものスピード感と深さがあった良いと思う。</p> <p>●共働担当課の熱意（本気度）を感じました。</p> <p>●2つのNPOと行政が一つの課題に対して共に汗をかく共働事業のひとつのモデルとして感じました。行政の方が行政らしきを出すことですばらしい結果を出していると思えます。</p> <p>●非常に難しいと思われた本人へのアンケート調査による現状把握やひきこもり青年の居場所開設、ネットワーク会議の開催等、実績が上がったことは評価出来ます。次の展開が楽しみです。</p> <p>●「ひきこもり青年の集い」の効果が印象的でした。継続的に参加した人すべてが確実に変わっていったとのことで、社会問題のひきこもりの対策として今後拡大していくと良いのでは、と思いました。</p> <p>●実際に社会に踏み込むことのできた人がいたという報告を受け、新設されるセンターに期待が膨らんだ。</p> <p>●NPOの方の熱意が印象的だった。</p> <p>●三者の熱い思いでマッチングが大成した事例だと思えます。このネットワークが更に広がっていくと良いですね。</p>	<p>●ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させて、働きやすい環境ができれば良いと思う。しっかりとした成果を出してほしい。</p> <p>●テーマが幅広く、子育てや介護などに特化した取組の推進がより効果的と考えられる。国や県との連携は具体的に何を連携し、どう役割分担するかを先に考えるべき。</p> <p>●ワーク・ライフ・バランスという考えは漠然としています。この言葉が持つ意味を分かりやすく広報する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>●企業のニーズに対応した、という着眼点良かったと思えます。押しつけではない、広くニーズに対応したプログラムの充実を図って頂きたいと思えます。</p> <p>●セミナー以外の企業サポートの方策も検討されてはとも思いました。</p> <p>●企業に余裕がない不景気な状況の中で実施するのは難しかったと思う。若い世代の子育てにテーマを絞ってみてはどうか。</p> <p>●行政の「信頼」をバックに機動的にNPOが自由にきめ細かに活動することで、今後が楽しみです。是非とも「岩」をくだいてください。</p>	<p>●都会と自然が近接した市の特徴を活かした事業だと感じました。他の都市にない豊かな自然を活かすことで、福岡市の強みをより強固なものにしていけるようにその核となってもらいたいです。</p> <p>●ゴール目標が明確なので、地域の声を生かせるよう、うまく共働を進めていただけたらと思えます。</p> <p>●NPOと地域と行政の共働ということで、地域の方もこの事業に深く関わっていることが、わかりました。23年度のオープンに向け、公園を中心とした地域の活性化がより一層進むといいと思えます。</p> <p>●市民と行政をつなぐNPOが理想的な活動をされた事業だと思えます。公共施設のオープンに際し、今後モデルケースとなり得る事業だったと思えます。</p> <p>●行政、NPO、地域が一体となって取り組んでいることが理解でき、まさしく共働事業だと感じられた。今後の運営は指定管理者制度との関係整理が必要だが、必ず良い方向に向くのではないかと思われた。</p> <p>●地域の活性化はむずかしい問題であると思えます。広大なかなたけの里公園が、地元住民と福岡市住民のふれあいの場となるよう願います。</p>	<p>●公共事業が行えない民地の整備について、ボランティアの能力を超える場合のとてもよい取り組みであると思った。</p> <p>●NPOの取り組みが光る事業だった。福岡市の財産の魅力づくりに大きく貢献していただいていると思う。</p> <p>●長年の課題を行政、NPO、地域という多くの方の知恵と技術を持ち寄って成果がでている、よい事例ですね。やはり、たくさんの方が関わることで何かが生まれるのだですね。</p> <p>●様々な団体との関わりの中で、共働が有効となっていることが納得できました。今後のまちづくりにうまく繋げていっていただけたらと思えます。</p> <p>●民地の問題を解決できたことは、共働の成果だと思う。活性化構想や別事業等との結びつき等、柔軟な対応が見られ、素晴らしいと思う。事業終了後の継続も重要だと思う。</p> <p>●民有地が多く存在する志賀島の環境整備事業は行政だけではできないが、それをNPOとの共働で地域を巻き込んで行っているところに意義がある。これこそ、共働事業、という感じである。</p>	<p>●共働の効果・メリットがわかりやすく成果の大きい内容だと思えます。今後の活動（福祉以外の分野や他国の受け入れ・交流など）の拡がりを期待しています。</p> <p>●マンパワー、技術等の不足を補うのにNPOが有効だという事例として優良と考えます。継続できる仕組みづくりが重要ですが、資金をどう調達していくか考えるべきと思えます。</p> <p>●今回の共働を足がかりにして、福岡市を世界に誇れるような福祉の街へと成長させていってほしいです。</p> <p>●NPOの取り組みが大きなウエートを占めている事業で、共働の要素が乏しかったかなと思う。ただし活動は福岡の評価を上げる意味で非常に価値あるものだと思う。</p> <p>●課題と需要がマッチングしたよい事業だと思えます。今後の多方面への発展、集客につながる取り組みなど可能性を大きく秘めた共働事業だと思えます。</p> <p>●エイジングに限らず、子育て分野、まちづくり分野など多岐にわたる分野に応用できる事業だと思う。是非、頑張って継続してください。</p>

## 福岡市共働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている団体（以下「NPO」という。）の専門性、柔軟性や新しい発想を活かした共働事業の提案を公募し、NPOと福岡市（以下「市」という。）が共働することにより、市民に対するきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とする。

(提案を行うことができるNPOの要件)

第2条 共働事業の提案を行うことができるNPOは福岡市内に事務所を置き、かつ市内での1年以上の活動実績を有するNPOで、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 任意の団体にあつては、構成する会員が10人以上いること
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること
- (3) 予算決算を適正に行っており、特定非営利活動法人については、法令に基づき、事業報告書等を提出していること
- (4) 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (8) 事業の成果報告や会計報告ができること
- (9) 共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有すること

(対象となる共働事業)

第3条 対象となる共働事業は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む必要性があるもの
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できるもの
- (3) 共働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるもの
- (4) 提案団体の事業として実施することが可能であること
- (5) 課題解決に向けた新たな視点が含まれていること
- (6) 予算の見積もり等が適正であること
- (7) 市がテーマを提示した場合は、そのテーマに該当するもの

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - (2) 学術的な研究を目的とした事業
  - (3) 地域住民の交流行事等の親睦会的なイベント事業
  - (4) 営利を目的とした事業
  - (5) 宗教活動または政治活動を目的とした事業
  - (6) 福岡市から助成を受けている事業
- (公募)

第4条 市長は、前条に規定する共働事業提案を公募とする。

(共働事業の実施)

第5条 共働事業は、募集年度の翌年度に実施する。

(共働事業提案書の提出)

第6条 共働事業を提案しようとするNPOは、共働事業応募書（第1号様式）により市長に提出するものとする。

2 前項の共働事業応募書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 共働事業提案企画書（第2号様式）
- (2) 共働事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要書（第4号様式）
- (4) 役員、会員名簿等
- (5) 定款、団体規約の写し
- (6) 前年度活動報告書
- (7) 前年度収支計算書
- (8) 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）

(審査委員会の設置)

第7条 市長は、提案された共働事業について第9条に規定する審査を行うため、福岡市共働事業提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の運営に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

(審査及び報告)

第8条 審査委員会における審査は、書類による1次審査及び公開で実施するプレゼンテーションによる2次審査とする。

2 審査委員会は、第1項の審査結果をとりまとめ、市長に報告する。

(共働事業の実施の決定)

第9条 市長は、前条第2項の審査委員会の報告に基づき、実施する共働事業を実施するか否かについて決定する。

(協定の締結)

第10条 市長は、前条の規定により決定した共働事業（以下「決定事業」という。）の実施に当たり必要な事項について、当該事業を実施するNPO（以下「実施団体」という。）と協定を締結する。

(決定事業に係る費用の負担)

第11条 市が負担する経費は、決定事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内で、1事業あたり400万円を限度とする。

2 前項の費用は、決定事業に直接必要とする経費で、実施団体の人件費（決定事業に直接関わる人件費は除く。）及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理に必要な費用は対象としないものとする。

3 決定事業の役割分担により、市に事務費等の経費支出が生ずる場合は、その経費を総事業費に含めるものとする。ただし、市職員の人件費は含まない。

4 決定事業終了後に残余金が生じたときは、市は、負担割合に応じて返還を求めることができる。

(共働促進アドバイザーの設置)

第12条 市長は、共働促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。アドバイザーは、公平・中立の立場で実施団体と市の共働事業実施担当部署（以下「事業部署」という。）の協議に立ち会い、両者の協議が円滑かつ効果的に進めるための助言を行う。

2 アドバイザーは、第2次審査後から、実施団体または事業部署の要請に応じて、協議に立ち会うことができる。

3 前項のほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

(決定事業の変更)

第13条 実施団体と事業部署が、決定事業に係る協定の内容を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りでない。

(決定事業に係る報告等)

第14条 市長は、決定事業の実施状況の報告を必要に応じて実施団体に対し求めることができる。

(実績報告)

第15条 実施団体と事業部署は、決定事業が完了したときは、共働事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 共働事業経費収支計算書（第6号様式）

(2) 事業の経過又は成果を証する書類等

(共働事業報告会)

第16条 市長が、共働事業報告会を公開で開催する場合は、実施団体と事業部署は、当該決定事業の成果を報告しなければならない。

(共働事業の評価)

第17条 市長は、提出された第16条に規定された報告書等を審査委員会に渡し、審査委員会は、これをもとに実施事業の成果及び共働の効果について評価を行う。

(決定事業の公表)

第 18 条 市長は、決定事業を決定したときは実施団体の名称及び決定事業の内容について公表するものとする。決定事業が完了したときはその結果及び評価についても公表する。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

福岡市長

団体名	
所在地	〒
代表者 職・氏名	

平成 年度共働事業応募書

福岡市と共働により課題解決を図るため、次のとおり平成 年度共働事業の提案をします。

提案事業の名称	
市のテーマ名	
提案事業の 目的及び概要  ※詳細については2号様式 に記入し、ここでは要約し て欄内に収まるように記入 してください。	
事業の実施予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
福岡市負担額 及び事業予算総額	福岡市負担額 千円 (事業予算総額 千円)

(添付書類)

- ① 共働事業提案企画書 (第2号様式)
- ② 共働事業収支予算書 (第3号様式)
- ③ 団体の概要書 (第4号様式)
- ④ 団体の定款、規約、会則等
- ⑤ 団体の会員名簿または役員名簿
- ⑥ 団体の前年度活動報告書
- ⑦ 団体の前年度収支計算書
- ⑧ 団体の内容がわかるもの (チラシ・パンフレット)

※ 添付書類は、必ず提出してください。前年度活動報告書及び前年度収支計算書については、特に様式はありませんので、既存のものでかまいません。

※ 各項目全てを必ず記入されなくても結構です。ただし、記入された内容で審査を行います。



(第2号様式)

## 事業提案企画書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記述してください。ただし、この企画書はA4サイズで4ページ以内で記述願います。)

提案団体名	
提案事業の名称	
提案事業の目的	
課題の緊急性・重要性（市民ニーズを含む）	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 解決する課題</li><li>2. 市民ニーズ</li><li>3. その他</li></ol>
問題解決の手法・形態	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 課題解決の方策</li><li>2. 問題解決の先駆性・先進性・アイデア・工夫</li><li>3. その他</li></ol>
市の役割・責任分担	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 提案団体が果たそうとする役割</li><li>2. 福岡市に期待する役割</li><li>3. 福岡市の担当の担当部署と何らかのかかわりがある場合は、その部署名、経緯及び内容</li></ol>

(第2号様式)

共働の必要性 (共働事業の効果・利 点を含む)	1. 共働の必要性  2. 共働することによる相乗効果
事業の内容	(目標・成果・実施期間・従事者・参加予定者・実施場所・予算額などを取り組む事業ごとに記載)
事業の実施体制	
事業スケジュール	

(第2号様式)

地域や他団体との連携	
事業の展望及び今後の活動展開	

(第3号様式)

## 共働事業収支予算書

提案団体名 \_\_\_\_\_

<b>提案事業名</b>	
--------------	--

### <収入>

	科 目	金 額	内 訳
自己資金等			
	自己資金等合計(a)		
	福岡市負担金申請額(b)		
	収入合計(c) = (a) + (b)		

### <支出>

	科 目	金 額	内 訳
事業実施経費			
	事業実施経費合計(d)		
管理運営経費			
	管理運営費合計(e)		
	総事業費(f) = (d) + (e)		※収入合計(c)と同額

### <事業収入>

	科 目	金 額	内 訳
収入見込み			
	事業収入見込みの合計(g)		

- (添付書類等) 1. 人件費等については、積算の根拠(これまでの実績や独自の単価表)を添付すること  
2. 参加料などの事業収入を見込む場合は「収入見込み」欄に計上すること

(第4号様式)

## 団体の概要書

団体名	(ふりがな)		
所在地	〒		
代表者氏名	(ふりがな)		
	連絡者氏名		
	住所		
	電話 ( )	FAX	
	e-mail		
設立(活動)開始年月 (NPO法人設立年月)	年 月	活動歴 年 ヶ月(平成 年 月末日現在) ※NPO法人の場合(NPO法人設立 年 月)	
会員数 (構成員数)	個人:	入会条件	
	団体:		
主な活動地域	福岡市 区		
	その他 ( )		
広報関係の有無	(会報、広報誌等の発行)		
	有 (年 回発行)	/	無
	(ホームページ)		
	有 (URL )	/	無
団体の目的			
主な活動			
これまでに助成金 や委託を受けた実績	※これまでに福岡市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また、これまでに福岡市や他の行政機関、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください(過去5年間程度)。		

(第5号様式)

平成 年 月 日

福岡市長 吉田 宏 様

実行委員会名	
所在地	〒
代表者 職・氏名	印

### 共働事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により負担金の交付を受けた 事業について、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

#### 記

事業の名称	
事業の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業の実施状況	(1) 共働事業経費収支計算書(第6号様式) (2) 事業の経過又は成果を証する書類等
市負担金交付決定額	円
市負担金清算額	円

(第6号様式)

## 共働事業経費収支計算書

実行委員会

事業名	
-----	--

### <収入>

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減(B-A)	備考
NPO負担金額		(a)		
福岡市負担金額		(b)		
その他雑収入				預金利息
収入合計		(c)		

### <支出>

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減(A-B)	備考
事業実施経費合計		(d)		
管理運営費合計		(e)		
総事業費合計		(f) = (d) + (e)		

### <事業収入>

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減(B-A)	備考
事業収入合計		(g)		

### <精算対象額>

残余金		事業収入				
収入合計(c)	-	総事業費合計(f)	+	事業収入合計(g)	=	精算対象額
<input type="text"/> 円	-	<input type="text"/> 円	+	<input type="text"/> 円	=	<input type="text"/> 円

「福岡市共働事業提案制度審査委員会」委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等	分野
岡村和昭	福岡市市民局(コミュニティ推進部長)	行政
小山田浩定	総合メディカル株式会社	企業関係者
辻桂子	九州大学子どもプロジェクトアドバイザー	地域活動アドバイザー
永渕英洋	福岡市総務企画局(企画調整部長)	行政
福山誠	福岡市自治協議会第7区会長会	地域関係者
森田昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者
山形紀子	西日本新聞社	報道関係者

任期:平成22年4月1日～24年3月31日



## 福岡市NPO活動支援基金・助成事業

### 基金の概要 (基金開始: 16年度)

- (1) 財政状況が厳しいNPO法人を支援するため、福岡市が1,000万円を拠出して平成16年4月に基金を創設し、市民や事業者、団体からNPOを支援する寄付金を市が受入れるとともに、この寄付を原資としてNPO活動に対し補助金として助成を行っている。
- (2) 寄付金の獲得のため、市及びNPO・ボランティア交流センターホームページや市政だよりによる広報のほか、NPO団体などに向けたメールマガジンの送信、助成や基金に対する説明会の開催、不要入れ歯回収事業、寄付自動販売機の設置、ふるさと納税のメニューとしてのPRなどを行っている。

### ＜基金の特徴＞

- (1) 寄付者は税制上の優遇措置(寄付控除・損金算入)を受けることが可能。
- (2) 寄付者は、支援先について希望を付すことができる。

### ＜寄付受入の状況＞

H16年度	12件	635,000円	(個人11件, 団体 1件)
H17年度	5件	670,016円	(個人 4件, 団体 1件)
H18年度	13件	746,701円	(個人10件, 団体 2件, 企業 1件)
H19年度	15件	5,751,774円	(個人 7件, 団体 3件, 企業 5件)
H20年度	14件	1,127,978円	(個人 5件, 団体 9件, 企業 0件)
H21年度	33件	642,980円	(個人10件, 団体 2件, 企業 21件)

### 助成の概要

#### ＜補助対象事業＞

次の①～③を全て満たす事業が対象。

- ① あらかじめ市に登録されたNPO法人が行う活動
- ② 地域社会の発展に資すると認められる活動であって、以下の1～17の補助対象事業のいずれかに該当する活動(宗教活動、政治活動または選挙活動を除く)に係る経費
- ③ 平成22年7月1日～平成23年3月31日の間に実施される事業(22年度助成の場合)

#### ★補助対象事業

- |                          |                                       |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動      | 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動                |
| 2 社会教育の推進を図る活動           | 11 子どもの健全育成を図る活動                      |
| 3 まちづくりの推進を図る活動          | 12 情報化社会の発展を図る活動                      |
| 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 13 科学技術の振興を図る活動                       |
| 5 環境の保全を図る活動             | 14 経済活動の活性化を図る活動                      |
| 6 災害救援活動                 | 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動            |
| 7 地域安全活動                 | 16 消費者の保護を図る活動                        |
| 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動      | 17 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動 |
| 9 国際協力の活動                |                                       |

### 除外規定

※共働事業提案制度を申請する予定の事業、市の補助金の交付を受けている(受ける予定の)事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済の活動経費、法人運営上の経常的な経費等は補助の対象とならない。

### <助成の方法>

- (1) 申請された事業は、福岡市NPO活動推進補助金審査会において審査を行い、補助事業及び補助金額を決定。
- (2) この審査会では、第一次審査(書類審査)、第二次審査(公開プレゼンテーション)を行う。

審査のポイント	
①先駆性	新しい社会を作り上げるための先駆けたものである。
②必要性	社会的な期待度やニーズの高い活動である。
③専門性	地域性、独創性、迅速性、専門性など、NPO活動としての特性が活かされている。
④波及性	事業効果が将来的に発展、継続する可能性があり、効果の広がりが期待できる。
⑤現実性	事業計画、資金計画、スケジュール等が明確であり、客観性、現実性がある。
⑥公開性	事業運営の公開性、透明性が高い。
⑦自立性	自己努力による資金確保に努めている。
⑧発展性	補助金を受けることで事業が進展する。

### <助成実績>

H16年度	3事業	450,000円
H17年度	3事業	280,000円
H18年度	7事業	1,321,720円
H19年度	3事業	488,715円
H20年度	3事業	500,000円
H21年度	9事業	4,334,690円
H22年度	8事業	2,547,500円

NPO活動支援基金・助成事業について※H22年3月末現在

(1) 寄附の受け入れ状況

年度	寄附受入額	件数	不要入れ菌	自動販売機	補助実施額	件数
平成16年度	635,000	12			450,000	3
平成17年度	670,016	5			280,000	3
平成18年度	746,701	13			1,321,720	7
平成19年度	5,751,774	15			488,715	3
平成20年度	1,127,978	14	(74,303)		500,000	3
平成21年度	642,980	33	(17,870)	(160,260)	4,334,690	9
合計	9,574,449	92	(92,173)	(160,260)	7,375,125	28

※寄附額と補助実施額の差異は、基金の運用利息によるもの。

※平成19年度の寄附受入額は、(財)民間都市開発推進機構の拠出金500万円含む)

(2) 寄付者の状況(H16~H21)

年度	金額	寄付者内訳
16	635,000	個人11件、団体1件
17	670,016	個人4件、団体1件
18	746,701	個人10件、団体2件、企業等1件
19	5,751,774	個人7件、団体3件、企業等5件
20	1,127,978	個人5件、団体9件、企業等0件
21	642,980	個人10件、団体2件、企業等21件
合計	9,574,449	個人47件、団体18件、企業等27件

(3) 活動団体登録の状況 (H16~H21)

年度	登録数/申請数
平成16年度	23/23
平成17年度	13/13
平成18年度	13/13
平成19年度	12/12
平成20年度	14/14
平成21年度	19/19
合計	94/94

(4) 助成の状況 (H19~H21)

19年度	女性と子どものためのシェルター(一時避難所)運営事業	女性エンパワーメントセンター福岡	300,000	子ども
	子育て中の女性のためのスクラップブック教室	グローバルライフサポートセンター	82,715	子ども
	子育て支援研修会	子ども支援ホーム合草	106,000	子ども
	計		488,715	

※H19申請数 5事業 申請額 672,965円

20年度	女性と子どものためのシェルター(一時避難所)運営事業	女性エンパワーメントセンター福岡	300,000	子ども
	障がい児アート推進事業	花の花	120,000	福祉
	自立援助ホーム市民公開講座の開催	青少年の自立を支える福岡の会	80,000	子ども
	計		500,000	

※H20申請数 16事業 申請額 9,267,159円(民都分 4事業 申請額5,890,000円を含む)

21年度	チャリティヘアサロン・スネガビーク2009	チェルノブイリ医療支援ネットワーク	150,000	国際
	様々な野外活動をとおして、社会適応力、協調性を身につけよう	箱崎自由学舎 ESPERANZA	150,000	子ども
	誰にでもできる演劇体験オープンワークショップ	福岡パフォーミングアーツプロジェクト	210,000	文化
	「森と海の自然体験学校」における多文化交流事業	遊び塾ありギリス	272,190	子ども
	作品展 MORE	こもんはうす	90,000	福祉
	不登校児童と高齢者・幼児との世代間交流事業	オープンスクールM.R.C.	90,000	子ども
	通常事業合計		962,190	
	障がい者就労支援設備整備事業	花の花.	1,072,500	福祉
	中心市街地における、NPOとカフェの共働による地域コミュニティ再生事業	エンジョイコミュニケーションズ	2,100,000	まちづくり
	谷陸軍墓地敷地内緑化植栽工事事業	陸軍墓地修復改良保存委員会	200,000	平和
ハード整備事業合計		3,372,500		
計		4,334,690		

※H21申請数 15事業 申請額 13,011,340円(民都分 5事業 申請額10,602,500円を含む)

## (4) 助成の状況 (H16~H21)

(別紙)

年度	事業名	助成先	助成額	主な分野
16年度	ホームレス支援	ホームレス支援福岡おにぎりの会	70,000	福祉
	重度障害者の生活向上と地域市民との交流を図る事業	福岡在宅障害者援護会・シーソーねっと	260,000	福祉
	講演会開催「福祉発祥の地デンマークに学ぶ福祉制度と実状」	高齢者快適生活づくり研究会	120,000	福祉
	計		450,000	
※H16申請数 12事業 申請額 3,889,000円				
17年度	子どもの健全育成を図る活動	青少年サポートセンター ひまわりの会	50,000	子ども
	九州演劇サミット	福岡パフォーミングアーツプロジェクト	120,000	文化
	ホームレス支援	ホームレス支援福岡おにぎりの会	110,000	福祉
	計		280,000	
※H17申請数 7事業 申請額 1,230,000円				
18年度	高齢者の口からの健康支援システム構築のための実態調査	ウェルビーイング	350,000	医療
	女性と子どものためのシェルター運営事業	女性エンパワーメントセンター福岡	190,000	子ども
	自閉症者の日中活動の場の創設	自閉症くらし応援舎TOUCH	100,000	医療
	もしもしキモチメールキャッチャー養成講座	チャイルドライン「もしもしキモチ」	50,000	子ども
	自閉症・発達障害の子育て相談支援	自閉症くらし応援舎TOUCH	452,000	医療
	ホームレス者を対象とした歯科検診・相談と歯磨き指導	ウェルビーイング	169,720	医療
	地域舞台芸術団体運営相談事業	福岡パフォーミングアーツプロジェクト	10,000	文化
	計		1,321,720	
※H18申請数 18事業 申請額 4,854,495円				
19年度	女性と子どものためのシェルター(一時避難所)運営事業	女性エンパワーメントセンター福岡	300,000	子ども
	子育て中の女性のためのスクラップブック教室	グローバルライフサポートセンター	82,715	子ども
	子育て支援研修会	こども支援ホーム合草	106,000	子ども
	計		488,715	
※H19申請数 5事業 申請額 672,965円				
20年度	女性と子どものためのシェルター(一時避難所)運営事業	女性エンパワーメントセンター福岡	300,000	子ども
	障がい児アート推進事業	花の花	120,000	福祉
	自立援助ホーム市民公開講座の開催	青少年の自立を支える福岡の会	80,000	子ども
	計		500,000	
※H20申請数 16事業 申請額 9,267,159円(民都分 4事業 申請額5,890,000円を含む)				
21年度	チャリティヘアサロン・スナガビーク2009	チェルノブイリ医療支援ネットワーク	150,000	国際
	様々な野外活動とおして、社会適応力、協調性を身につけよう	箱崎自由学舎 ESPERANZA	150,000	子ども
	誰にでもできる演劇体験オープンワークショップ	福岡パフォーミングアーツプロジェクト	210,000	文化
	「森と海の自然体験学校」における多文化交流事業	遊び塾ありギリス	272,190	子ども
	作品展 MORE	こもんはうす	90,000	福祉
	不登校児童と高齢者・幼児との世代間交流事業	オープンスクールM.R.C.	90,000	子ども
	通常事業合計		962,190	
	障がい者就労支援設備整備事業	花の花	1,072,500	福祉
	中心市街地における、NPOとカフェの共働による地域コミュニティ再生事業	エンジョイコミュニケーションズ	2,100,000	まちづくり
	谷陸軍墓地敷地内緑化植栽工事事業	陸軍墓地修復改良保存委員会	200,000	平和
	ハード整備事業合計		3,372,500	
計		4,334,690		
※H21申請数 15事業 申請額 13,011,340円(民都分 5事業 申請額10,602,500円を含む)				

## 福岡市NPO活動推進補助金審査報告書

福岡市長 吉田 宏 様

平成 22 年 6 月 15 日福岡市NPO活動推進補助金審査会において、NPO活動推進補助金審査を行った結果について、下記のとおり報告します。

### 記

福岡市NPO活動推進補助金交付が適当であると決定した事業及び補助額

#### 1. 通常補助事業

事 業 名 (実施団体)	補 助 額
(1)新生児蘇生法講習会 (特定非営利活動法人 IBUKI)	70,000 円
(2)チャリティヘアサロン・スネガビーク 2010 (特定非営利活動法人 チェルノブイリ医療支援ネットワーク)	150,000 円
(3)様々な野外活動・文化活動をとおして、社会適応力、協調性を身につけよう (特定非営利活動法人 箱崎自由学舎 ESPERANZA)	225,000 円
(4)チャレンジド・Kids (障がい児) 夏遊び支援事業 (特定非営利活動法人 クックルー・ステップ)	200,000 円
(5)就労支援事業者組織の立ち上げ及び組織員に対する就労支援研修 (特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構)	30,000 円
(6)誰もが暮らしやすい街づくりマップづくり活動 (特定非営利活動法人 障がい者援護会 でんくる)	245,000 円
計	920,000 円

#### 2. ハード整備補助事業

事 業 名 (実施団体)	補 助 額
(1)障がい者就労・活動施設整備事業 (特定非営利活動法人 自閉症くらし応援舎 TOUCH)	60,000 円
(2)愛宕浜公園倉庫建設事業 (特定非営利活動法人 福岡海浜スポーツ振興協会)	1,567,500 円
計	1,627,500 円

平成 22 年 6 月 15 日

福岡市NPO活動推進補助金審査会

会 長 森田 昌嗣

■平成22年度NPO活動推進補助金審査会審査結果

I. 補助決定事業の評価順位及び補助額

(1) 通常補助事業分

申請があった14事業のうち助成決定された事業は下記の6事業である。

評価 順位	申請事業名	申請団体名	補助決定額	補助申請額
1	新生児蘇生法講習会	I B U K I	70,000円	70,000円
2	チャリティヘアサロン・スネガビーク2010	チェルノブイリ医療支援ネットワーク	150,000円	150,000円
2	様々な野外活動・文化活動をとおして、社会適応力、協調性を身につけよう	箱崎自由学舎 ESPERANZA	225,000円	225,000円
4	チャレンジド・Kids (障がい児) 夏遊び支援事業	クックルー・ステップ	200,000円	200,000円
5	就労支援事業者組織の立ち上げ及び組織員に対する就労支援研修	福岡県就労支援事業者機構	30,000円	30,000円
5	誰もが暮らしやすい街づくりマップづくり活動	障がい者援護会 でんくる	245,000円	305,000円
計			920,000円	980,000円

※「誰もが暮らしやすい街づくりマップづくり活動」は、審査会において助成するに値する事業と判断されたが、事業収支計画書をもとに審査会において査定を行った結果、事業スケジュール等から7区全てを行うことは事業の実現性から厳しく、まずはモデル的に3区程度で実施する方がよいのではないかと理由で補助申請金額から6万円 (@500円×5日間×6人×4区) 減額があり、上記補助決定額となった。

(2) ハード整備補助事業分

申請があった3事業のうち助成決定された事業は下記の2事業である。

評価 順位	申請事業名	申請団体名	補助決定額	補助申請額
1	障がい者就労・活動施設整備事業	自閉症くらし応援舎 TOUCH	60,000円	60,000円
2	愛宕浜公園倉庫建設事業	福岡海浜スポーツ振興協会	1,567,500円	1,627,500円
計			1,627,500円	1,687,500円

※「愛宕浜公園倉庫建設事業」は、審査会において助成するに値する事業と判断されたが、募集総額の関係から、補助金申請額から6万円減額があり、上記補助決定額となった。

Ⅲ. 不交付決定事業について

(1) 通常補助事業分

申請があった14事業のうち不交付との決定された事業は下記の8事業である。

申請事業名	申請団体名	不交付理由
自転車マナー読本の配布による啓発	日本マニフェスト協会	読本の配布でどの程度の効果（自転車マナーの改善）を生むのかが不明だったため。
飲酒運転撲滅活動を考える会	エリア福岡ストップ・ザ・飲酒運転推進協議会	関連機関との連携や関連企業などからの支援などが考える事業であるため。
外国人留学生と学ぶ生け花教室	和賀国際文化交流	申請額の大部分が生け花道具の購入代金であり、異文化相互理解に、より相応しい事業内容や用途を検討すべきであるため。
福岡市ホームレス者を対象とした歯並びセミナー&秋の大歯科相談会の開催と情報の発信	ウェルビーイング	自立性（自己努力による資金確保）が乏しいため。
市民および飼犬に対する狂犬病予防の重要性の啓発と予防注射実施普及に関する事業	福岡市狂犬病予防推進協会	申請事業がどの程度効果を生むのかが不明であったため。
視覚障がい者社会参加・就労支援のためのIT体験講座開催事業	Wellの会	申請事業がどの程度効果を生むのかが不明であったため。
日韓現代アート交流 「版画らしくない版画+実演パフォーマンス」	福岡ART国際交流会	事業内容が特定の作家の展示会にとどまるものとなっているため。
『介護と医療の融合』についての研修会及び講習会	在宅医療サポート協会	自立性（自己努力による資金確保）が乏しいため。

(2) ハード整備補助事業分

申請があった3事業のうち不交付との決定された事業は下記の1事業である。

申請事業名	申請団体名	不交付理由
谷陸軍墓地敷地内東側環境整備事業	陸軍墓地修復改良保存委員会	申請団体が審査を辞退したため。

## 福岡市NPO活動支援基金条例

平成16年3月29日  
福岡市条例第13号

### (設置)

第1条 NPOの公益的な活動に必要な資金を助成するとともに、市民の寄附を通じた社会貢献意欲を高めることにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図るため、福岡市NPO活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、NPOの公益的な活動を推進するために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお、剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。



## 福岡市NPO活動推進補助金審査会設置要綱

### (設置)

第1条 福岡市NPO活動推進補助金制度に係る審査等を行うため、福岡市NPO活動推進補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 福岡市NPO活動団体の登録に関すること。
- (2) 福岡市NPO活動推進補助金の審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福岡市NPO活動推進補助金制度に関し市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動実践者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (庶務)

第8条 審査会の庶務は、市民局市民公益活動推進課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 福岡市NPO活動団体登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市NPO活動支援基金に基づく助成を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録をするに当たっての要件、手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録の要件)

第2条 登録を受けることのできる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所又は従たる事務所の所在地が福岡市内にあること。
- (3) 特定非営利活動を行う区域が主として福岡市内であること。
- (4) 事業費の総額のうち、非営利活動に係る事業費の占める割合が、100分の50以上であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

### (登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、福岡市NPO活動団体登録申請書（様式第1号）に、福岡市NPO活動団体登録簿（様式第2号）、確認書（様式第3号）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (登録の認定)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは福岡市NPO活動団体として登録し、その申請内容について公開するものとする。

### (登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、福岡市NPO活動団体登録決定通知（様式第4号）により、登録しなかったときは、福岡市NPO活動団体登録拒否通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

### (登録の変更)

第6条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第3条に掲げる書類の内容

に変更があったときは、福岡市NPO活動団体登録変更届（様式第6号）に、変更後の書類を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに、福岡市NPO活動団体登録抹消通知（様式第7号）により、当該団体に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

## 福岡市NPO活動推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市NPO活動支援基金（以下「基金」という。）を活用し、NPOの公益的な活動に必要な資金の一部を補助する福岡市NPO活動推進補助金（以下「補助金」という。）について、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金を交付する対象となる団体は、別に定める方法により、あらかじめ市に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は、登録団体が行う地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、次の各号のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）に係る経費（以下「活動経費」という。）とする。

また、財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を活用した助成については、施設の設置や改修などのハード整備に関するものであり、市民公益活動拠点の整備や美しいまちなみ整備に資する事業とする。

ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等は補助の対象としない。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (補助金の額)

第4条 1年度当たりの補助金の総額は、予算に定める額の範囲内とする。

2 同一団体の同一事業に係る補助の回数は、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対しその定める期日までに、福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業スケジュール

(審査機関の設置)

第6条 市長は、補助金交付の申請があった事業を審議し、市長に意見を述べる機関として福岡市NPO活動推進補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(事業説明会等)

第7条 市長は、申請団体が補助申請事業について説明を行う事業説明会及び事業報告会を公開で開催することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第5条の申請があったときは、公開による審査会を開催し、その意見を聴き、補助金の交付先、額等を決定するものとする。

- 2 市長は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 審査会は、審査に当たって、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付決定をうけた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付決定の後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき（軽微の変更は除く）
- (2) 補助事業を中止し、廃止するとき
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき

- 2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。
- 3 市長は、第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消し又は変更したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等決定通知書（様式第5号）により、補助団体に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前項の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了したときは、速やかに福岡市NPO活動推進補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過又は成果を証する書類等

2 補助団体は、第7条による事業報告会が開催された場合は、補助事業の活動成果を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを福岡市NPO活動推進補助金実績調査確認書(様式第7号)により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市NPO活動推進補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助団体に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条の登録要件を失ったとき。
- (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付取消決定通知書(様式第9号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第9条第2項及び前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、または変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福岡市NPO活動推進補助金審査会委員名簿

氏名	性別	所属等	分野
いわきかずよ 岩城和代	女	岩城法律事務所	弁護士
おおはらあつこ 大原敦子	女	城南区さわやかなの会	市民公益 活動実践者
そらなおみ 空直美	女	(株) プロネット	中小企業診断士
籍たむら 田 穂 史	男	パナソニックコミュニケーションズ(株)	企業関係
ほしのひろし 星野裕志	男	九州大学大学院経済学研究院	学識経験者
もりたよしつぐ 森田 昌 嗣	男	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者

(五十音順・敬称略)

# 市民活動団体等に関する調査データ集



## 市民の社会貢献に関するデータ

[表1]市民公益活動の認知度	10- 1ページ
[表2]市民公益活動は必要だと思うか	10- 1ページ
[表3]過去5年間、市民公益活動に参加したことがあるか	10- 1ページ
[表4]市民公益活動に参加した理由	10- 1ページ
[表5]市民公益活動に参加したきっかけ	10- 1ページ
[表6]市民公益活動を行う場所	10- 1ページ
[表7]市民の自主的な取り組みへの意識	10- 2ページ
[表8]過去5年間にNPOが行う活動に参加したことがあるか	10- 2ページ
[表9]活動に参加したきっかけ	10- 2ページ
[表10]活動に参加しなかった理由	10- 2ページ
表11]参加するNPOを選ぶ際に重視する点	10- 2ページ

## 人(スタッフ)に関するデータ

[表12]スタッフ合計数	10- 3ページ
[表13]常勤スタッフ数	10- 3ページ
[表14]非常勤スタッフ数	10- 3ページ
[表15]NPOに限らずこの1年間に寄附をしたことがあるか	10- 3ページ
[表16]寄付するNPOを選ぶ際に重視する点	10- 3ページ
[表17]資金を得るための取組	10- 3ページ

## NPOの情報公開に関するデータ

[表18]情報量に対する認識	10- 4ページ
[表19]情報公開に対する意識	10- 4ページ
[表20]重要だと思うNPOの情報	10- 4ページ
[表21]公開している情報	10- 4ページ
[表22]ホームページの有無	10- 4ページ
[表23]NPO法人の情報開示の方法	10- 4ページ
[表24]市民公益活動について知りたいこと	10- 4ページ

## NPOへの信頼に関するデータ

[表25]NPO法人に対する信頼	10- 5ページ
[表26]悪用事例への対策	10- 5ページ

## 行政からの必要な支援、NPOの課題等に関するデータ

[表27]行政からの必要な支援	10- 5ページ
[表28]市民公益活動をより活発にするために、行政に期待すること	10- 5ページ
[表29]NPOの課題	10- 5ページ
[表30]行政に対する要望	10- 5ページ

## 共働に関する福岡市のデータ

[表31]市職員のNPOの認知度	10- 6ページ
[表32]市職員の共働の経験	10- 6ページ
[表33]市職員の共働事業提案制度の認知度	10- 6ページ
[表34]NPOと共働して課題として感じたこと	10- 6ページ
[表35]NPOと行政の共働を進めるためにNPOに期待すること	10- 6ページ
[表36]NPOとの「共働」のイメージは、どのようなものか	10- 6ページ
[表37]これからの公共サービスにおいて、NPOとの共働は、必要だと思うか	10- 6ページ

## 共働に関する国のデータ

[表38]過去2年間に、行政と連携・協働を行った活動	10- 7ページ
[表39]行政から事業委託を受ける際の問題点	10- 7ページ
[表40]行政と連携・協働した活動の問題点	10- 7ページ
[表41]連携・協働についての行政への要望	10- 7ページ
[表42]行政から補助金・助成金を受ける際の問題点	10- 7ページ

市民の社会貢献に関するデータ

〔表1〕市民公益活動の認知度  
(H18福岡市)

聞いたこともないし、内容も知らない	60.3%
聞いたことはあるが、内容は知らない	26.6%
聞いたことがあるし、内容も知っている	10.4%
無回答	2.7%

〔表4〕市民公益活動に参加した理由  
(H18福岡市)

人の役に立ちたいと思ったから	37.1%
活動目的に共感したから	34.2%
社会をよくすることができるから	28.8%
自分自身の精神的な向上のため	16.4%
自分を必要とされていると感じられるから	15.8%
友人や仲間をつくりたいから	15.1%
身近に放っておけない問題や課題があったから	13.9%
自分のやりがいを感じるから	13.8%
経験や知識、趣味や特技をいかせるから	10.0%
余暇の時間を有効に過ごしたいから	8.1%
楽しいから	7.9%
自分や家族がボランティアに助けられたことがあるから	3.9%
現在や将来の仕事に役立つから	2.5%
その他	8.1%
無回答	9.6%

〔表2〕市民公益活動は必要だと思うか  
(H18福岡市)

必要である	46.6%
どちらかといえば必要である	32.2%
どちらかといえば必要ない	2.7%
必要ない	1.8%
わからない	14.1%
無回答	2.7%

〔表5〕市民公益活動に参加したきっかけ  
(H18福岡市)

職場や地域、学校などの当番がまわってきて	22.9%
職場や地域、学校などで参加の呼びかけがあつて	21.1%
自分で思いついて	12.9%
活動をしている人から手伝いを頼まれて	11.1%
家族や友人に勧められて	8.2%
実際に活動をしている人に接して	6.3%
講座・研修、イベントなどに参加して	4.9%
マスコミやインターネットなどで活動していることを知って	0.9%
その他	3.9%
無回答	7.9%

〔表3〕過去5年間、市民公益活動に参加したことがあるか(H18福岡市)

参加したことがある・現在参加している	29.7%
全く参加したことがない	67.3%
無回答	3.0%

〔表6〕市民公益活動を行う場所  
(H18福岡市)

居住地域内	69.7%
職場や学校の付近	7.0%
市内全域	6.1%
市外	1.3%
特に決まっていない	3.0%
その他	1.6%
無回答	11.2%

[表7]市民の自主的な取り組みへの意識 (H17内閣府世論)	
大切である	33.4%
ある程度大切である	46.2%
あまり意味がない	7.8%
意味がない	2.0%
わからない	10.5%

[表10]活動に参加しなかった理由 (H17内閣府世論)	
きっかけや機会がない	50.5
NPOに関する情報がない	29.6
活動に参加する時間がない	28.8
NPOについて関心がない	19.1
身近に参加したいと思うNPOがない	10.1
一緒に参加する仲間がいない	8.4
団体に属さず個人で社会貢献活動	2.3
職場や家庭、周りの理解が得られない	2.1
その他	5.5
わからない	4.1

[表8]過去5年間にNPOが行う活動に参加したことがあるか(H17内閣府世論)	
ボランティアとして参加したことがある	4.1%
会員として参加したことがある	1.3%
役員として参加したことがある	1.0%
有給常勤スタッフとして参加あり	0.2%
有給非常勤スタッフとして参加あり	0.1%
上記以外の立場で参加したことがある	1.7%
参加したことがない	91.8%
わからない	0.9%

[表11]参加するNPOを選ぶ際に重視する点 (H17内閣府世論)	
目的や活動内容が共感できること	63.5%
自分の能力を発揮できること	33.9%
行政と協力して活動を行っていること	21.4%
市民が自立して活動を行っていること	19.1%
活動の成果をあげていること	17.3%
多くの市民が参加していること	17.0%
一般によく知られていること	11.0%
積極的に情報発信(呼びかけ)していること	9.3%
その他	0.5%
わからない	2.0%

[表9]活動に参加したきっかけ (H17内閣府世論)	
友人や知人に誘われた	48.9%
都道府県や市町村の案内を見た	19.3%
職場や学校の案内を見た	19.3%
NPOを支援する民間団体の案内を見た	11.9%
インターネットや新聞・雑誌の情報	8.9%
NPOの広報誌やホームページを見た	5.9%
その他	10.4%
わからない	-

人に関するデータ

[表12] スタッフ合計数 (H20内閣府)	
0人	17.3%
1人以上5人未満	32.5%
5人以上10人未満	17.4%
10人以上20人未満	15.4%
20人以上50人未満	8.4%
50人以上	1.4%
無回答	7.5%

[表13] 常勤スタッフ数 (H20内閣府)	
0人	60.4%
1人以上5人未満	23.9%
5人以上10人未満	4.4%
10人以上20人未満	2.7%
20人以上50人未満	1.0%
50人以上	0.0%
無回答	7.5%

[表14] 非常勤スタッフ数 (H20内閣府)	
0人	30.8%
1人以上5人未満	28.1%
5人以上10人未満	13.9%
10人以上20人未満	12.2%
20人以上50人未満	6.2%
50人以上	1.3%
無回答	7.5%

資金・寄附に関するデータ

[表15] NPOに限らずこの1年間に寄附をしたことがあるか(H17内閣府世論)	
ある	70.5
ない	27.9
わからない	1.7

[表16] 寄付するNPOを選ぶ際に重視する点 (H17内閣府世論)	
寄附金の使いみちが明らかであること	63.4%
NPO活動の目的や内容に賛同できる	41.1%
活動を行うための組織が整っている	17.9%
社会一般の評価が高いこと	13.0%
積極的に寄附の募集活動を行っている	4.3%
多くの人が寄附しているNPOである	4.3%
その他	0.5%
特にない	12.7%
わからない	6.1%

[表17] 資金を得るための取組(H19内閣府)	
特に取組を行わなかった	41.7%
特定の個人や企業に直接的に寄附や寄贈の働きかけ	37.6%
機関紙やニューズレター、チラシの内容や配布先の工夫	22.3%
コンサートやイベント等の利用	12.6%
ホームページやブログ、メールマガジンの内容や配布先の工夫	12.4%
行政や他団体(中間支援組織等)発行の広報誌の利用	6.3%
行政や中間支援組織、インターネット・ポータルサイト等が運営するインターネット上のNPOサイトやボランティア・サイトの利用	6.2%
認定NPO法人制度の活用	4.2%
新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等のマスメディアの広告やCMの利用	3.9%
インターネット寄附やクリック寄附ができるウェブ・サイトへの登録	1.6%
地域通貨やタイム・ストック制の参加団体として登録	0.6%
その他	5.2%

NPOの情報公開に関するデータ

[表18]情報量に対する認識 (H17内閣府世論)	
十分である	8.9%
不十分である	60.5%
わからない	30.6%

[表21]公開している情報(H17内閣府)		
法で義務付けされた書類	95.4%	
法の義務づけのない書類	41.3%	
内 訳	社員全員の名簿	23.6%
	寄附の受け入れ状況	19.0%
	寄附を充当した事業の内容	13.3%
	役員の報酬、従業員の給与に関する規定又は支給状況	12.7%
	主な取引先と取引状況	6.6%
	その他	4.1%
無回答	1.6%	

[表23]NPO法人の情報開示の方法 (H17内閣府)		
何らかの方法で公開	93.7%	
事務所内の閲覧	66.8%	
事務所内の閲覧以外の方法で公開	47.1%	
内 訳	ホームページ	23.1%
	広報誌	18.5%
	中間支援組織の広報媒体	13.3%
	新聞	0.8%
	その他	4.2%
無回答	3.0%	

[表19]情報公開に対する意識(H17内閣府)	
重要	76.7%
法で義務付けられているためやむを得ない	24.3%
分からない	5.7%
その他	3.7%
無回答	1.5%

[表22]ホームページの有無(※インターネットを利用している団体対象)(H20内閣府)	
持っている	59.8%
持っていない	39.2%
無回答	1.1%

[表24]市民公益活動について知りたいこと (H18福岡市)	
活動団体の趣旨や目的、活動内容の紹介	41.3%
市民公益活動に関するイベント情報	21.1%
ボランティア募集情報	11.1%
市民公益活動に関する講座・セミナーなどの情報	7.5%
市民公益活動に関する相談窓口の情報	5.6%
その他	2.5%
無回答	10.8%

[表20]重要だと思うNPOの情報 (H17内閣府世論)	
活動の目的	57.3%
これまでの活動成果	34.8%
今後の活動予定	25.9%
活動の規模	19.9%
社会一般の評価	19.5%
収支や資産残高などの財務状況	10.7%
役員、従業員への報酬、給与	6.9%
役員、会員、スタッフの名簿	5.5%
NPOに寄附した者の名簿	2.1%
その他	0.5%
特になし	13.2%
わからない	10.7%

NPOへの信頼に関するデータ

[表25]NPO法人に対する信頼 (H17内閣府世論)	
信頼できる	6.5%
おおむね信頼できる	24.0%
どちらともいえない	40.7%
あまり信頼できない	11.0%
信頼できない	4.7%
わからない	12.9%

[表28]市民公益活動をより活発にするため行政に期待すること(H18福岡市)

活動の事例紹介などの情報提供	40.9%
経済的な支援	26.9%
市民公益活動を学校教育で積極的に取り上げる	21.6%
活動の指導者やコーディネーターなどの人材育成	16.7%
相談体制の充実	16.6%
活動場所となる施設の整備	16.3%
講座や研修などの学習機会の充実	15.7%
職場の理解が得られやすくなるような環境づくり	15.2%
市民公益活動に対する行政職員の意識向上	14.8%
行政が行う事業やイベントで活動する機会を増やす	14.1%
企業の社会貢献活動の促進	13.5%
活動実績・経験に対する社会的評価の向上	11.9%
活動をしている団体と、企業や行政との協力関係の構築	9.8%
活動をしている団体と、企業などとの交流会の開催	4.0%
その他	2.8%
無回答	9.4%

[表26]悪用事例への対策(H17内閣府世論)

悪用事例が発生しないように行政が審査・監督を厳しくすべき	61.5%
悪用事例が発生した時点で、行政が速やかに対処すべき	40.4%
NPO法人の情報公開を徹底し、市民がNPO法人を十分チェックできるようにすべき	35.2%
NPO法人の役員に対する責任を重くすることで悪用を抑制すべき	21.6%
その他	0.4%
簡易な手続きである以上やむを得ない	2.7%
わからない	11.2%

NPOの課題に関するデータ

[表29]NPOの課題(H17内閣府世論)

NPO自身が市民に対して積極的に理解を求めていくこと	46.3%
行政がNPOの活動に必要な基盤づくりを充実させること	27.8%
職場や学校などで、会社員や学生などが活動に参加する機運を高めること	22.7%
NPO活動を客観的に評価する仕組みを設けること	18.7%
市民一人ひとりが積極的に活動へ参加すること	17.6%
その他	0.6%
特にない	8.8%
わからない	11.3%

必要な支援に関するデータ

[表27]行政から必要な支援(H20内閣府)

活動に対する資金補助	71.3%
活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備	51.8%
市民や企業等に活動を周知させるための広報活動	49.0%
活動に必要な備品や器材の提供	45.4%
市民が活動を体験できる場や機会の提供	31.0%
行政に関する情報の提供	29.9%
活動メンバーの能力向上のための研修	28.4%
事故に対する保険制度の整備・援助	27.1%
市民や企業等が活動の情報を得られる仕組みの整備	24.7%
活動への評価・表彰制度の創設・拡充	11.8%
その他	3.1%
無回答	0.6%

行政に期待すること・要望

[表30]行政に対する要望(H17内閣府世論)

NPOに関する情報提供の充実	47.6%
悪質なNPOの排除	38.8%
NPOの担い手となる人材の育成	29.4%
NPOに対する活動資金の助成	20.9%
活動への参加希望者とNPOとの橋渡し	17.7%
NPOの活動場所や資材などの提供	16.8%
ボランティア休暇制度の促進	14.2%
NPOと協働して実施する事業の推進	11.9%
NPOやその他の団体と交流機会提供	9.6%
その他	0.2%
何もしない方がよい	2.0%
わからない	15.9%

共働に関する福岡市のデータ

[表31]市職員のNPOの認知度

H19H21福岡市職員	H19	H21
よく知っている。	8.0%	6.2%
知っている。	15.7%	30.3%
あまり知らない。	73.1%	56.8%
全く知らない。	3.1%	1.9%
無回答		4.7%

[表34]NPOと共働して課題として感じたこと(H19福岡市職員)

行政の仕組みや立場を理解してもらえなかった	19.0%
手間がかかり、面倒であった	17.4%
事業内容(サービス内容)の向上につながらなかった	8.5%
不満に感じたことは特になかった	39.1%
その他	15.9%

[表32]市職員の共働の経験(H19福岡市職員)

経験がある	13.9%
経験はない	86.1%

[表35]NPOと行政の共働を進めるためにNPOに期待すること(H19福岡市職員)

専門性、事業能力などの向上	39.0%
行政の組織・仕組みに対する理解の促進	36.6%
情報公開	18.6%
分からない	3.0%
その他	2.8%

[表37]これからの公共サービスにおいて、NPOとの共働は、必要だと思うか。(H21福岡市職員)

必要だと思う	24.3%
どちらかといえば必要だと思う	55.2%
どちらかといえば必要だと思わない	9.8%
必要だと思わない	3.7%
無回答	7.0%

[表33]市職員の共働事業提案制度の認知度(H21福岡市職員)

知っている	22.1%
聞いたことはあるが、内容はよく知らない	37.7%
知らない	34.9%
無回答	5.3%

[表36]NPOとの「共働」のイメージは、どのようなものか。(H21福岡市職員)

NPOの支援、育成である	39.4%
市民ニーズに対して的確に応える手法である	26.2%
事業のアウトソーシング(外部委託)であり、コストカットが図れるものである	22.5%
手間がかかり、面倒である	11.3%
その他	11.2%

共働に関する国のデータ

[表38]過去2年間に、行政と連携・協働を行った活動(H18内閣府)	
法人の行う活動に対し、行政から資金(補助金や委託費等)を受けた	36.2%
行政が行う事業の企画立案に参加した(各種審議会、委員会等へ市民活動団体、市民代表として参加、参与)	30.5%
行政との共催の行事を実施した	27.9%
行政との定期的に情報交換を行った	27.0%
恒常的な活動拠点として公共施設を使用した	23.1%
法人の運営(人件費、管理費)に対し、行政から資金(補助金や委託費等)を受けた	18.8%
公共施設の管理・運営を行った(指定管理者・管理運営委託等)	6.9%
協働事業を行政に提案する制度に応募し、対象となった	6.9%
行政職員を対象にした研修等を開催した	6.4%
それ以外の連携・協働	9.9%
行政との具体的な関係はない	23.8%

[表39]行政から事業委託を受ける際の問題点(H18内閣府)	
委託金額が実際に必要な額に比べて安価であった	34.4%
委託事業を継続的に受けないと、法人の活動の維持が難しい	31.5%
手続が煩雑であった	20.3%
委託の受託決定から資金の支給までの期間が長かった(つなぎの資金が必要等)	19.9%
募集時期が限定されていたり、募集期間が短かった	8.7%
受託事業のため、本来の活動を行う余裕がなくなった	5.8%
その他	5.4%
特段の問題を感じなかった	24.1%

[表40]行政と連携・協働した活動の問題点(H18内閣府)	
行政側からの資金負担が少なく、NPO側の経済負担が大きかった	26.1%
実施するまでの手続きが煩雑だった	18.0%
今まで行政と連携・協働した活動を行ったことはない	12.9%
企画の実施に際して行政側の関与が少なすぎた	9.1%
企画や実施に際して行政側の関与が多すぎた	5.9%
実態にあっていない計画だった	4.3%
実施に際して発生した問題を行政とNPO法人とが協力して解決できなかった	3.7%
その他の問題点	8.2%
問題と感じたことは特段ない	22.9%

[表41]連携・協働についての行政への要望(H18内閣府)	
NPOにおいても人件費等の経費がかかることを理解し、適切な経費を負担してほしい	58.8%
行政とNPOが対等な関係での取り組みであることを理解してほしい	37.8%
連携・協働に関する手続を簡素化してほしい	30.3%
連携・協働に関して、内容や決定経過等の情報を積極的に公開してほしい	22.4%
連携・協働の成果を評価する仕組みをつくってほしい	9.9%
連携・協働に関する条例や指針をつくってほしい	9.7%
連携・協働に関するNPOの能力向上研修を行ってほしい	7.8%
特に求めることはない	6.2%
その他	5.7%

[表42]行政から補助金・助成金を受ける際の問題点(H18内閣府)	
手続が煩雑であった	27.6%
資金の用途の限定が実施上の障害となった	20.4%
支援決定から支給までの期間が長かった	20.4%
金額が少なく、活動に支障が生じた	19.7%
募集時期が限定されていたり、募集期間が短かった	7.6%
支援内容がわかりにくかった	4.3%
資金を受け入れることによって、かえって活動が制限された	3.6%
その他	7.6%
特段の問題を感じなかった	31.6%



## 参考文献

- H17内閣府世論 内閣府「NPO(民間非営利組織)に関する世論調査」  
調査対象(全国20歳以上の者3,000人)回答件数(1,863)
- H17内閣府 内閣府「平成17年度市民活動団体基本調査」  
調査対象(NPO法人)回答件数(1,010)
- H18内閣府 内閣府「平成18年度市民活動団体基本調査(特定非営利活動法人と官とのパートナーシップに関する基礎調査)」  
調査対象(NPO法人)回答件数(1,019)
- H19内閣府 内閣府「平成19年度市民活動団体基本調査(市民活動への参加や支援に必要な情報に関する調査)」  
調査対象(NPO法人)回答件数(1,469)
- H20内閣府 内閣府「平成20年度市民活動団体等基本調査」  
調査対象(NPO法人、任意団体)回答件数(4,465)
- H18福岡市 福岡市「平成18年度市政に関する意識調査」  
調査対象(福岡市内に居住する満20歳以上の男女)回答件数(2,254)
- H19福岡市職員 福岡市「NPOとの共働に関する意識調査調査」  
調査対象(市職員)回答件数(1,641)
- H21福岡市職員 福岡市「コミュニティに関する職員アンケート調査」  
調査対象(市職員)回答件数(2,449)
- H20あすみん 福岡市「団塊世代のためのボランティア・インターンシップ調査」  
調査対象(あすみん登録団体)回答件数(395)

北村安樹子「NPOにかかわる若者の働き方と仕事観」Life Design Reprt